声明

私たち全労災は 2012 年 7 月 12 日、神奈川県労働委員会に、厚生労働省と労働者健康福祉機構を被申立人とする不当労働行為救済申立をおこないました。

私たちは 2011 年にも、夏期一時金が就業規則に定められた額から一方的に削減されたために、機構を被申立人として神奈川県労働委員会に不当労働行為救済申立をおこない、2012 年 4 月 4 日に和解協定を締結しました。しかし、その直後の 2012 年度夏期一時金交渉において、またしても機構が夏期一時金の大幅削減を強行したことから、再び神奈川県労働委員会への不当労働行為救済申立に及んだものです。また、機構が和解協定に違反し、「労使自治の原則」をないがしろにする背景には、労使交渉への政府・厚労省の不当な介入が明らかであることから、今回は厚労省も被申立人に加えました。

今回の審査で機構は、規程にもとづいて夏期一時金を支給した場合には「厚生労働大臣 から機構の廃止を命じられる」「組織の廃止に繋がる危険がある」と、厚労省に実質的に 従属させられている機構の立場を強調し、労使交渉への厚労省の事実上の介入があること を明らかにしました。また、夏期一時金を大幅に削減しなければならなかった明確な根拠を示すことはなく、その一方で「理事長の裁量による変更権」をことさら強調し、労働者・労働組合に保障された団体交渉権・労働協約締結権を否定する主張を繰り返しました。 厚労省に至っては、団交にも出席する職員を機構に出向させている実態がありながら、労組法上の使用者ではないとして、「当事者にあらず」との姿勢を貫き、事実関係を争おうともしませんでした。

それに対して全労災は、準備書面などで事実関係を立証するとともに、口頭陳述では現場で働く看護師が「看護師が足りず、ナースコールに対応できない。患者に申し訳ない気持ちでいっぱい」「生活が守られなくては患者を守ることはできない。せめて就業規則や労働協約を守ってほしい」と訴えました。また審問においても、具体的な証拠を示して、厚労省・機構の主張に事実にもとづいて正々堂々と反論を展開しました。さらに、毎回の審査の傍聴には、全国から集まった組合員らが白衣姿で参加し、労働委員会の公正な判断による事件の解決を求める全労災の強い決意を示してきました。

審問の後、審査委員長の要請により和解の協議もおこなわれました。私たち全労災は、審査委員長の要請を真摯にうけとめ、和解条項案として「期末・勤勉手当は労使協定にもとづいて支払うこと」「厚生労働省は労使協定を尊重すること」を提示しました。これに対して機構も厚労省も、全労災が示した和解条項案を一顧だにせず、むしろ対決姿勢を明確にしました。あまりにも当然の和解条項案も検討すらしなかった厚労省・機構の行為は、まさに、自らの不当労働行為を自白したといっても過言ではありません。厚労省・機構は、事件解決をはかろうとしていないことをさらけだしました。事件の円満解決をはかろうとした審査委員長の努力を踏みにじり、労働委員会制度そのものをも愚弄して事件解決に背を向けた厚労省・機構を、私たちは満身の怒りをもって糾弾するものです。

審査が続くなかで、6月には 2013 年度の夏期一時金交渉がおこなわれました。経営状況が大きく改善しているにもかかわらず、機構の交渉姿勢と回答は昨年とまったく変わってはいません。機構はまたしても、自ら定めた給与規程も守らず、不誠実交渉の末に、夏期一時金の大幅削減を強行しました。一時金が大幅に削減されれば、労働者の生活に重大な影響を及ぼします。ましてや、経営状況が大きく改善しているなかでの道理のない削減は、労働者の働く意欲を失わせ、"安全・安心"の医療・看護を脅かすことになりかねません。

現在、独立行政法人国立高等専門学校機構の労働組合が、私たちと同様に、政府を被申立人として不当労働行為救済を求めて東京都労働委員会で争っています。また、国家公務員や国立大学の労働組合は、政府による賃金引き下げ強要の撤回を求めて裁判を起こしています。異常なまでの公務員バッシングを背景にした政府の不法行為の是正を求める事件が相次ぐなかで、私たちの事件に対する神奈川県労働委員会の判断は、"国家的不当労働行為"の根絶を求めるものとして、大きく注目され、関心を集めています。

私たち全労災は、「労使自治の原則」に則った正常な労使関係と労災病院の"安全・安心"の医療・看護を確立するために、神奈川県労働委員会が公正な全面救済の命令を下すことを求めて、引き続き全力をあげることを表明するものです。

2013年7月1日

全国労災病院労働組合中央闘争委員会